

定期監査の結果に関する措置状況  
(令和4年4月11日から令和4年8月30日まで)

1 財務事務指摘事項に対する措置状況

指摘事項	指摘内容	指摘事項に対する措置結果	部 課
支払時期	<p>・区報ぶんきょう及び区議会だよりの印刷の契約代金の支払いにおいて、事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。</p> <p>検査完了後、事業者に速やかに請求書の提出を求めるとともに、提出が遅れがちな事業者に対しては適切に指導されたい。また、支払の遅延を防止するため支払状況の管理、確認を組織的に行うことができる内部統制体制を確立し適正な時期に支払を行われたい。</p>	<p>・適切な支払事務を確実に執行するため、毎月、事務局全員に「支払管理簿」を回覧し、請求書到達日、検査日を各担当者に記入させ進捗状況を確認することで支払遅延の再発防止措置を講じた。</p>	区議会事務局